

平成30年9月21日

学校法人東京医科大学
理事長職務代理者 唐沢 昌敬 様

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝



要 請 書

貴法人に対し、当機構は平成30年9月19日付「申入れ書」にて入学検定料相当額の損害賠償金の支払いを申し入れたところですが、当機構に情報を寄せられた方の中には、調整前の成績開示を求める要望、公正な選考がされていたら合格していたのであれば入学を認めてほしいとの要望、慰謝料や逸失利益等の損害の賠償を求める要望、平成28年度以前の入学検定料の返金を求める要望がありました。

これらの要望は特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき請求しうるものではありませんが、被害の深刻さに鑑みて、当機構は貴法人に対して下記のとおり要請を行います。

つきましては、本書面に対する貴法人の文書による回答を2018年10月18日までに当機構にお寄せください（回答書には本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスをご記入ください。）。

なお、本件につきましても、本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

記

第1 要請の趣旨

- (1) 希望する志願者に対する調整前の得点及び順位、調整後の得点及び順位並びに合否判定基準の開示
- (2) 得点調整が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する在学契約の申込みの資格又は在学契約の予約完結権(以下「入学資格」と総称します。)の付与
- (3) 得点調整が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する不合格となったために被った損害(慰謝料、逸失利益等)の補償

- (4) 平成18年度から平成28年度までの医学部医学科の一般入学試験における女性および浪人生である志願者に対する得点調整の内容についての開示、および平成29年度・平成30年度と同趣旨の得点調整を行っていた場合にはそれら志願者（合格者を除く）への入学検定料相当額の損害賠償金の補償

第2 要請の理由

- (1) 志願者が得点調整の結果不合格となったか否かについて知るためには得点及び順位並びに合否判定基準を知る必要があるため、志願者が希望した場合にはこれらの情報の開示を志願者に開示することを要請します。
- (2) また、志願者は、履行請求として公正かつ妥当な方法で合格者の選抜を求めることができると考えられますから、得点調整の結果不合格となった者には入学資格を付与することが妥当であるため、入学資格の付与を要請します。
- (3) 平成30年9月19日付「申入れ書」にも記載しましたとおり、貴法人が独自の選考基準を学生募集要項で告知せず、公正かつ妥当な方法で合格者を選抜しなかったことは不法行為に当たります。
- 従って、貴法人は相当因果関係のあるすべての損害について賠償すべきであり、入学検定料相当額の損害のみならず慰謝料についても賠償されるべきです。さらに、得点調整の結果不合格になった者については、逸失利益等その他の損害が生じていると考えられるため、それについての賠償を要請します。
- (4) 平成30年9月19日付「申入れ書」における「申入れの理由」と同じです。

消費者裁判手続特例法の施行以前の入学試験については同法が適用されず、当機構が同法に基づいて請求を行えるところではありません。

しかし、不法行為あるいは債務不履行があったのであれば当事者への損害賠償金の支払いが必要になりますので、本書面をもって要請を行います。

以上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077